

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について

1 概要

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（以下「本特例措置」という。）は、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況に対応するものである。受注者が安心して施工・受注できる環境を整備するため、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加で必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上するものである。

2 対象工事

本特例措置は、三重県が発注する全ての工事（維持修繕業務委託等の維持工事も含む）を対象とする。

3 対象資材（調達検討資材）

供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材とする。

4 設計変更の流れ

- （１） 発注者は、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、調達検討資材に該当するか否かを確認すること。
- （２） 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）

- （３） 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

5 スライド条項の取扱い

本特例措置による設計変更内容は、建設工事請負契約書第 26 条（スライド条項）等の対象外とする。

6 適用期間

本特例措置は、中東情勢の影響を受ける当面の期間とする。なお、今後の情勢や運用状況を踏まえ、制度の必要性やあり方については適宜検討するものとする。

7 その他

対象工事は、特記仕様書等に本特例措置の対象である旨を明示する。

附則 令和 8 年 7 月 15 日以降、起案にかかるものから適用する。

附則 令和 8 年 8 月 1 日以降、起案にかかるものから適用する。

「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置」の具体的な手続き

1 特記仕様書への明示

特記仕様書（施工条件明示一覧表）において、「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について」令和8年7月を適用（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）にチェック（レ点）をする。

2 入札公告

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事は、入札情報サービスシステム（PPI）に対象案件であることを明示するものとする。

（例）

〔ナフサ由来の建設資材に対する特例措置〕

本工事は、ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事である。

3 実施の方法

① 本特例措置について入札公告に明示していない工事（既契約工事を含む）

- ・発注者は速やかに工事打合せ簿（別紙1）にて受注者に通知を行う。
- ・受注者は、工事打合せ簿（別紙3）により、代替資材の調達等が別途必要になった場合に、購入する前に、調達検討資材に関する協議（様式1）を行う。なお、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するものとする。また、代替資材の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。
- ・受注者は、設計変更に際し、工事打合せ簿（別紙4）により、調達検討資材に関する実施報告（様式2）を行う。なお、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付する。

② 本特例措置について入札公告に明示した工事

- ・受注者は工事打合せ簿（別紙3）により、代替資材の調達等が別途必要になった場合に、購入する前に、調達検討資材に関する協議（様式1）を行う。なお、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するものとする。また、代替資材の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。
- ・受注者は、設計変更に際し、工事打合せ簿（別紙4）により、調達検討資材に関する実施報告（様式2）を行う。なお、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付する。

4 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。なお、設計数量については、調達検討資材に関する協議（様式1）時に、受発注者で確認を行うこと。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→設計変更不可。
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（請負代金比率考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の契約時点の実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

5 工期

本特例措置に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

様式-9

工事打合せ簿

発議者		☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日		(速やかに)	
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☒ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他 ()				
工事名						
(内容) _____ 発議者:専任監督員□□ △△						
当工事について、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況に対応するため、特例措置として、<u>工事請負契約書第58条(※下線部は対応する契約条項に置き換えてください。(別表－1参照))に基づき、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加で必要となる経費(以下「別途調達経費」という。)</u>について変更の協議を請求することができます。 なお、協議の請求にあたっては、「別紙3」「様式1」を使用してください。 【三重県の公共事業情報】 https://www.pref.mie.lg.jp/GIJYUTSU/HP/m0310100101.htm						
添付図 葉、その他添付図書						
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 年月日:				
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 年月日:				

様式-9

工事打合せ簿

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日			
発議事項		☐ 指示	☒ 協議	☐ 通知	☐ 承諾	☐ 報告	☐ 提出
		☐ その他 ()					
工事名							
(内容)		発議者:現場代理人□□ △△					
「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の適用について」に基づき、様式1のとおり、調達検討資材について協議します。							
添付図		葉、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日:					
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日:					

様式-9

工事打合せ簿

[illegible]

主な契約書の条項一覧

業務の分類	条 項	
工 事 全 般	建設工事請負契約書の条項	(金銭的保証用) 第 58 条
		(無保証用) 第 58 条
小規模・除草業務全般	維持業務委託契約書の条項	(単価契約の場合用) 第 38 条
		(金銭的保証用) 第 49 条
		(無保証用) 第 49 条
		(単価契約の場合用(雪氷)) 第 38 条
		(金銭的保証用(除草)) 第 49 条
		(無保証用(除草)) 第 49 条
森林整備工事全般	森林整備請負契約書の条項	(金銭的保証用) 第 47 条
		(無保証用) 第 47 条

※上記以外の契約書を使用する際は、該当契約書の条項を確認すること。

(補 則)

第 58 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

様式I

調達検討資材に関する協議書

種別	理由(根拠)	資材名	仕様・規格	対象 数量	購入 時期	注文 日	調達予 定価格	添付書 類番号

(注)

1. 種別は、①②③を記入する。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。

様式Ⅰ【記載例】

調達検討資材に関する協議書

種別	理由(根拠)	資材名	仕様・規格	対象 数量	購入 時期	注文 日	調達予 定価格	添付書 類番号
②	メーカーからの 供給遅延通知	塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇 m	R8. 〇	R8. 〇	〇〇〇円	Ⅰ

(注)

Ⅰ. 種別は、①②③を記入する。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

Ⅱ. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督員に提出する。

様式2

調達検討資材に関する実施報告書

種別	理由	資材名	仕様・規格	対象 数量	購入 時期	購入 単価	証明 書類	証明書 類番号

(注)

1. 種別は、①②③を記入する。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）

2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち必要なものの写しを添付すること。

様式2【記載例】

調達検討資材に関する実施報告書

種別	理由	資材名	仕様・規格	対象 数量	購入 時期	購入 単価	証明 書類	証明書 類番号
②	メーカーからの供給 遅延通知	塩化ビニル管	〇〇mm	〇〇m	R8.〇	〇〇〇円	取引 伝票	I
	商社への注文に 対する回答の写し (受注不可)							

(注)

1. 種別は、①②③を記入する。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
- ③ 調達検討資材を調達する場合(ただし別途調達経費を含む)

2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち必要なものの写しを添付すること。

特記仕様書（ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について）

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、別途調達経費）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

調達検討資材(令和○年○月○日) ※日付は技術管理課が更新

資 材 名
塗料
塗料用シンナー
軽量盛土用発泡スチロールブロック
シーリング材
断熱材
塩化ビニル管類

3. 受注者は、次の①、②、③のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
 - ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）
4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督員に提出する。
5. 本特例措置による設計変更内容は、工事請負契約書第26 条（スライド条項）の対象外とする。
6. 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

～中東情勢の変化による資材流通の目詰まり対策～ ナフサ由来の建設資材に 対する特例措置について

代替資材の調達等による「別途調達経費」を設計変更で計上します！

中東情勢の変化に伴い、ナフサ由来の建設資材に供給の偏りや流通の目詰まりが発生しています。
受注者の皆様が安心して施工・受注できる環境を整備するため、特例措置を定めました。



【対象工事】

三重県が発注する全ての工事

(維持修繕業務委託等の維持工事を含む)



【対象資材】

流通の目詰まりが発生している
ナフサを由来とする建設資材

(例：塩化ビニル管、塗料用シンナー等)

以下のいずれかで「別途調達経費」が必要となる場合が対象です。



① 代替資材を
調達する場合



② 流通経路を見直して
調達する場合



③ 同じ資材だが、
通常より高い経費で
調達する場合



【STEP 1： 監督員と協議 】

！設計変更前に監督員と協議が必要です！

・工事打合せ簿（様式1）、実際の見積書の写し、カタログ等（代替品の場合）

※緊急時（直ちに購入契約が必要な場合等）は口頭・メール等も可。
ただし事後遅滞なく書面協議を行うこと。

【STEP 2： 資材調達・施工】



【STEP 3： 購入後（実施報告と設計変更）】

精算変更時に報告

・工事打合せ簿（様式2）、実際の取引伝票・請求書等の写し
(調達時期・数量・単価が確認できるもの)

令和8年7月15日以降に受発注者間で協議が整ったものから適用する。

※本特例措置は、中東情勢の影響を受ける当面の期間とする。